

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和８年度)
様式

作成日 2026/10/27
最終更新日 2026/10/27

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和8年10月1日
国立大学法人名		兵庫教育大学
法人の長の氏名		森山 潤
問い合わせ先		総務部企画・広報戦略課企画・広報戦略チーム TEL：0795-44-2156.2307 E-mail：office-daikai-r@ml.hyogo-u.ac.jp
URL		https://www.hyogo-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>○確認方法等</p> <p>令和８年度第１回経営協議会（令和８年６月開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書のプロセスについて説明を行いました。このプロセスに沿って適合状況等を取りまとめ、7月31日に監事に報告書（原案）を送付し、いただいたコメントを勘案しつつ報告書（案）の作成を行いました。</p> <p>令和８年度第3回経営協議会（令和８年9月16日（水）～9月30日（水）書面審議）において、上記の報告書について、適合状況の意見聴取、確認を行いました。</p> <p>○経営協議会からの意見等</p> <p>ガバナンス・コードの実施状況について確認が行われ、特に意見はありませんでした。</p>
監事による確認	更新あり	<p>○確認方法等</p> <p>令和８年度第１回経営協議会（令和８年６月開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書のプロセスについて説明を行いました。このプロセスに沿って適合状況等を取りまとめ、7月31日に監事に報告書（原案）を送付し、コメントをいただきました。このコメントも勘案しつつ報告書案を作成し、令和８年度第3回経営協議会（令和8年9月16日（水）～9月30日（水）書面審議）の確認を受け、これを踏まえて、令和８年10月２日に、監事の確認を受けました。</p> <p>○監事からの意見等</p> <p>補充原則１－３⑥(2) 目標等に対する実施内容は概ねすべて順調であり評価できる中、「女性の管理職割合」の到達状況は目を見張るものがある。（方針１５％以上⇒現状２４．４％）</p> <p>組織運営上の課題が生じないよう、適材適所の人員配置をお願いしたい。</p> <p>○意見への対応状況等</p> <p>今後も人事基本方針に基づき、クロスアポイントメント制度等の活用、若手研究者、国籍にとらわれない人材、実務家教員の採用、公立学校等との人事交流等により、多様な人材の確保・育成に努め、引き続き円滑な組織運営のため、適材適所の人員配置を行います。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		当法人においては、ガバナンス・コードの各原則を全て実施しており、本欄に該当する事項はありません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>兵庫教育大学は、平成25年度、文部科学省との協議による教員養成分野のミッションの再定義において我が国の「大学院における現職教員の再教育・研修（管理職研修等）の拠点」として位置付けられた。本学は教員養成の高度化を最重要課題とする中核的な機関として、学校現場と密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標とする。また教員の資質能力の向上と学校教育の改善を求める社会的要請に応えるために、次のミッション（使命）を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「現職教員に対する高度な専門性と実践的指導力の育成」2 「豊かな人間性と確かな実践力を持った新人教員及び心理専門職の養成」3 「教育実践学の推進」4 「教師教育の先導的モデルの構築」5 「教育研究成果の国内外への発信」 <p>上記ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョンを次のとおり策定した。</p> <p>○「教師教育のトップランナー」</p> <p>高い専門性と確かな実践力を備えた教員を養成するとともに、先導的な教育研究を推進して、教師教育の実践と研究における全国拠点（ナショナルセンター）並びに地域拠点（リージョナルセンター）となります。</p> <p>○「学生の持てる力を最大限に引き出す大学」</p> <p>質の高い教育内容と充実した学習環境を提供して、学生一人ひとりがその可能性を最大限に伸ばし、高い達成感と満足感を得られる大学となります。</p> <p>○「成長し続ける大学」</p> <p>時代に即応する教育研究と大学運営を効果的に遂行できる環境を整備して、教職員の帰属意識を高め、成長し続ける大学となります。</p> <p>現行ビジョン、目標及び戦略の策定にあたっては、外部有識者を含む経営協議会委員の意見やステークホルダー（学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等、以下同じ。）の意見を聴きながら、社会の要請把握に努めた。</p> <p>ミッション及びビジョンを実現するための道筋となる目標・戦略（中期目標・中期</p> <p>「中期目標・中期計画」</p> <p>https://www.hyogo-u.ac.jp/about/plan/aims.php</p>
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>目標・戦略（中期目標・中期計画）の進捗状況を管理、検証し、戦略（中期計画）の進捗状況や検証結果を自己点検・評価書として公表している。</p> <p>自己点検・評価により抽出された課題については、内部質保証委員会や教育改善推進室等で共有し、改善に取り組んでいる。</p> <p>また、令和３年度には大学機関別認証評価（学校教育法第109条第２項）を、令和７年度には教職大学院認証評価（学校教育法109条第３項）を受審し、適合の認定を受けた。認証評価の自己評価書及び評価結果はウェブサイト公表している。</p> <p>「評価に関する情報」</p> <p>https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/#toc6</p>
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>法令に則り、経営に関する重要事項を審議する経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会を設置しており、両会議の規則において組織の権限と責任体制を明記している。両会議の審議結果等を踏まえて、法人としての適切な判断と決定を役員会が行っている。該当の規則及び運営組織等を本学ウェブサイト公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則」</p> <p>https://web.hyogo-u.ac.jp/gen/reiki/reiki_honbun/u156RG00000003.html</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会規則」</p> <p>https://web.hyogo-u.ac.jp/gen/reiki/reiki_honbun/u156RG00000005.html</p> <p>「運営組織等」</p> <p>https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/soshiki.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】																				
記載事項	更新の有無	記載欄																		
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	<p>人事方針の基本的な考え方として「国立大学法人兵庫教育大学人事基本方針」を定め、教職員のダイバーシティの確保に努めている。</p> <p>基本方針では、いずれの年代においても同程度の配置となるようバランスのとれた年代構成を目指すとともに、40歳未満の若手研究者の在職割合18%以上を目指しその配置を検討することや、外国籍の教員の配置２人以上、女性管理職割合15%以上、女性教職員の採用比率30%以上、障害者の法定雇用比率（3.0%）の遵守などを定めている。</p> <p>令和８年７月１日現在においては下表のとおりである。</p> <table><tr><th>区 分</th><th>基本方針</th><th>現状</th></tr><tr><td>40 歳未満の若手研究者の在職割合</td><td>1 8 %以上</td><td>1 6 . 0 %</td></tr><tr><td>外国籍の教員</td><td>2 人以上</td><td>2 人</td></tr><tr><td>女性管理職割合</td><td>1 5 %以上</td><td>2 4 . 4 %</td></tr><tr><td>女性教職員の採用比率 （令和７年度）</td><td>3 0 %以上</td><td>2 9 . 0 %</td></tr><tr><td>障害者の雇用比率</td><td>3 . 0 %</td><td>3 . 5 %</td></tr></table> <p>また別に、大学教員の採用計画基本方針を定めており、人事基本方針で定めた若手教員比率と女性教職員比率の達成にも留意し、採用等を行っている。若手教員の採用を促進するために、令和７年度に「国立大学法人兵庫教育大学テニュアトラック制度に関する要項」を見直し、助教と講師とでテニュア付与の条件を区別し明確化した。</p> <p>「兵庫教育大学人事基本方針」「大学教員の採用計画基本方針」は大学ウェブサイトに公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学人事基本方針」 https://www.hyogo-u.ac.jp/files/jinji_kihon_hoshin.pdf</p> <p>「大学教員の採用計画基本方針」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/saiyou_kihon_hoshin.pdf</p>	区 分	基本方針	現状	40 歳未満の若手研究者の在職割合	1 8 %以上	1 6 . 0 %	外国籍の教員	2 人以上	2 人	女性管理職割合	1 5 %以上	2 4 . 4 %	女性教職員の採用比率 （令和７年度）	3 0 %以上	2 9 . 0 %	障害者の雇用比率	3 . 0 %	3 . 5 %
区 分	基本方針	現状																		
40 歳未満の若手研究者の在職割合	1 8 %以上	1 6 . 0 %																		
外国籍の教員	2 人以上	2 人																		
女性管理職割合	1 5 %以上	2 4 . 4 %																		
女性教職員の採用比率 （令和７年度）	3 0 %以上	2 9 . 0 %																		
障害者の雇用比率	3 . 0 %	3 . 5 %																		
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>ミッション及びビジョンを着実に実行するために、中期目標期間を見通した財務計画の策定方針を示した「国立大学法人兵庫教育大学の財務計画について」を定め、これに基づき財務計画を策定している。</p> <p>安定した財政基盤の確保と法人経営が持続できるよう、教育研究事業を行うために必要となる人件費、事業運営費等の所要見込額を明確化し、この所要見込額に対応できる国立大学法人運営費交付金収入、学生納付金収入、外部資金受入等の収入見込額を計上した中期的な財政計画（見通し）を作成している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学の財務計画について」、「第４期中期計画における予算、収支計画及び資金計画」は、本学ウェブサイトに公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学の財務計画について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/assets/files/2022/09/r040929_zaimukeikaku.pdf</p> <p>「第４期中期計画における予算、収支計画及び資金計画」（以下資料のpp.13-17） https://www.hyogo-u.ac.jp/assets/files/2024/08/tyuki_keikaku_4-2.pdf</p>																		
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		<p>本学は公共性の高い高等教育機関であることから、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保しつつ、透明性を高める観点からステークホルダーをはじめ広く国民に対し説明責任を果たすため、関係法令に則り財務諸表や決算報告書などにより財務状況等の情報公開を行っている。</p> <p>更に、国から交付される国立大学法人運営費交付金のほか、学生納付金収入、科学研究費補助金等外部資金などで構成される本学の経営に充てる財源状況、教育研究活動のほか人件費や管理的経費の支出状況に加え、本学に対し国民が負担しているコストの状況、その他参考となる財務指標を分かりやすく記載した財務レポートを毎年作成して本学ウェブサイトに掲載している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学財務レポート２０２５」 https://www.hyogo-u.ac.jp/financial/zaimureport_2025.pdf</p>																		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		<p>学内人材の育成については、教員をコース長、専攻長、センター長等、学長特別補佐、副学長、役員のように、段階を追って重要な役職に配置することにより、その者の力量を判断し、大学経営を担わせるにふさわしいと認めた者については、法人経営上重要な役職に配置するなどして人材を育成している。</p> <p>知識、経験、能力に基づいて、学長の命を受け特定の校務を掌る学長特別補佐を任命し、法人の長を補佐するポストに適任者を登用して法人経営の一端を担わせるなど、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成している。</p> <p>更に国立大学協会が主催するユニバーシティ・デザイン・ワークショップに教職員を参加させることにより、経営能力の向上に努めている。</p> <p>また、法人経営を担う人材として事務職員の育成・高度化も重視しており、人事院、国立大学協会等が実施する各種研修や他大学での階層別研修に参加させたり、文部科学省へ研修生派遣を行ったりしている。更に、加東市と本学が研修に係る覚書を締結し、研修の機会を確保している。</p> <p>事務職員においては、「事務系職員に求める人材像」により、計画的な人材育成に努めている。</p> <p>「事務系職員に求める人材像」 https://www.hyogo-u.ac.jp/assets/files/2023/08/3jinzaizo_20160328.pdf</p>
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>現在、学長の下に理事・副学長（教育・大学院担当、研究・学部担当の２名）、理事（特命戦略担当（非常勤））、副学長・事務局長（管理運営担当）、副学長（教員養成フラッグシップ大学担当、特命事項・管理運営担当（非常勤）の２名）を配置している。理事・副学長は学長からの直接の指示、及び予め定められた職務分担に基づき、責任・権限を明確にした上で所掌業務を遂行している。このほか、教育研究及び管理運営に関し学長から特に指示された事項（キャンパスキュレーション、学生支援・キャンパスライフ、広報・ブランディング戦略、FD推進、学部学生募集、大学院学生募集、産学連携）の対応等にあたる者として、学長特別補佐を配置し、学長の意思決定や業務執行をサポートしている。</p> <p>「役職員紹介」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/officer.php</p>
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		
原則２－３－１ 役員会の議事録		<p>国立大学法人法において定められている、</p> <ol style="list-style-type: none">１．中期目標についての意見に関する事項２．文部科学大臣の認可・承認事項３．予算の作成・執行、決算に関する事項４．重要な組織の設置・廃止に関する事項５．その他役員会が定める重要事項 <p>に加え、その他本学の重要事項については、役員会において検討・討議の上で決定しており、役員会が学長の意思決定を支えるとともに、法人の適切な経営のための中核機能を担っている。</p> <p>毎月（８月を除く）定例的に開催するほか、必要に応じて適時開催し、迅速な審議を行っている。</p> <p>役員会の議事要旨は本学ウェブサイト公表している。</p> <p>「役員会規則」 https://web.hyogo-u.ac.jp/gen/reiki/reiki_honbun/u156RG00000002.html</p> <p>「役員会議事要旨」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/yakuinkai.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	更新あり	<p>教員養成大学として、教育関連企業の経営者を理事（非常勤）として迎え入れるなど、経営に必要な人材を学外からも積極的に登用して、法人運営の多様性を確保している。</p> <p>学外からの登用については、登用の状況を本学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>なお、大学教員についても、採用に際して広く学外公募を行うこととしている。これについては文部科学省や教育委員会との人事交流のほか、「クロスアポイントメント制度」の活用により、民間企業の研究者やスクールロイヤーとして活躍する弁護士、デザイン事務所のアートディレクターを採用する等、外部人材を幅広く採用することとしている。令和 8 年 4 月 1 日現在、クロスアポイント制度を利用して採用した教員が 2 名在籍している。</p> <p>以上のように、経営陣はもとより、大学教員についても他の教育研究機関や産業界、法曹界等の外部の経験を有する外部人材を積極的に登用している。</p> <p>「役職員紹介」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/officer.php</p>
補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>「国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則」及び「国立大学法人兵庫教育大学経営協議会委員の選出に関する申合せ」において、任務、会議のあり方及び委員の選任について規定している。</p> <p>大学の経営については、教育研究とともに財務及び人事マネジメントが重要であるため、経営協議会の外部委員として、民間企業や他大学の役員、地域の教育長など、優れた事業運営の実績のある有識者に委嘱している。議題として、中期目標・中期計画のうち法人の経営に関する事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、自己点検・評価に関する事項等を取り上げ、外部委員による審議を経ている。</p> <p>審議に使用する資料は、単に数字を示すだけでなく、概要版を作成し要因を示したり、グラフ等で経年変化を示したりすることで大学の状況をわかりやすく外部委員に説明するなど、運営方法を工夫している。</p> <p>会議はネットワークを活用し、オンラインで開催しており、資料は事前のデータ送付に加えて、当日はモニター画面で共有している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則」 https://web.hyogo-u.ac.jp/gen/reiki/reiki_honbun/u156RG00000003.html</p>
補充原則 3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		<p>本学学長選考・監察会議は、学長の選考にあたって、「国立大学法人兵庫教育大学学長選考規則」に基づき、学長に必要とされる資質・能力等に関する基準を「国立大学法人兵庫教育大学学長選考基準」として予め定めて公表し、当該基準を踏まえた上で、国立大学法人法等の規定に則って学長選考を実施している。</p> <p>選考にあたっては、意向聴取投票のみによることなく、必要な議論を尽くし、学長選考・監察会議自らの権限と責任において適正な選考を行っている。</p> <p>学長選考規則、学長選考基準及び選考結果、選考過程、選考理由は、以下のとおり公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/gakutyosenko.php</p>
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		<p>本学学長選考・監察会議では、学長が法人のミッション及びビジョンを実現するために安定的にリーダーシップを発揮することができるよう、会議における審議に基づき、「国立大学法人兵庫教育大学学長選考規則」において、「学長の任期を 3 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 6 年を超えることができない。」と規定している。これは、学長がリーダーシップを発揮し大学運営を安定させつつ、一方で起こりうる在任期間の長期化による弊害を避けるために設定するものである。</p> <p>これらの内容については、以下のとおり公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考規則」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/senkokisoku.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議規則」では、学長選考・監察会議は学長候補者の選考に関する事項とともに、「学長の解任に関する事項」を所掌すると規定している。</p> <p>国立大学法人法及び上記規定に基づき、本学学長選考・監察会議においては「国立大学法人兵庫教育大学学長解任等に関する規則」及び「国立大学法人兵庫教育大学学長解任の実施手続等に関する細則」を定め、予め学長の解任に関する手続を整備し、公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長解任等に関する規則」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/gakutyosenko_kainin.pdf</p>
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>本学学長選考・監察会議は、会議による法人の長の選考を一過性のものにするものがないよう、「国立大学法人兵庫教育大学学長業績評価規程」を定めて、学長の業務執行に関する厳格かつ恒常的な評価を実施している。</p> <p>この規程では、学長の業績評価を毎年度実施することとしており、また、学長選考・監察会議が必要と認めた場合にも、業績評価を適宜行うことができるとしている。評価結果については本学ウェブサイトに掲載して、学内外への公表を行っている。</p> <p>また、学長選考・監察会議議長は学長との面談を通じて、今後の法人経営に関する意見交換や助言を適時行っている。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長業績評価規程」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/gakutyosenko_gyoseki.pdf</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学長の業績評価結果について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/assets/files/2025/03/gakutyogyoseki-R06.pdf</p>
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		<p>学長選考・監察会議を構成する委員は中立性・公平性を担保するとともに、大学のミッション及びビジョンを適切に実現できる法人の長を選考することを求められることから、経営協議会からは大学経営に関し広くかつ高い識見を有する学外者７人を、教育研究評議会からは本学のミッション及びビジョンを深く理解している学内役職者から、「専攻長」３人、「連合学校教育学研究科長」、「附属図書館長、連合学校教育学研究科研究主幹、教員のうちから学長が指名した者５人、附属学校の園長又は校長」の中から投票により選出された３人の７人を委員として選任することとしている。</p> <p>このことは「国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議規則」及び「国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会からの国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」に定めており、本学ウェブサイトに公表している。</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議規則」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/president_selection/senkoukaigikisoku.pdf</p> <p>「国立大学法人兵庫教育大学教育研究評議会からの国立大学法人兵庫教育大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」 https://web.hyogo-u.ac.jp/gen/reiki/reiki_honbun/u156RG00000007.html</p>
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>大学総括理事は置いていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>法人の経営、教育・研究・社会貢献活動について社会に広く発信し、理解と支持を得られるよう、「国立大学法人兵庫教育大学の法人運営及び内部統制に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「国立大学法人兵庫教育大学内部統制に係る体制について」を定めるとともに、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条」及び「学校教育法施行規則第172条の2」に基づき、内部統制及び法人運営体制に関する情報を本学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>運用体制である内部統制システムは、基本方針に則り運用するとともに、継続的な見直しを行っている。</p> <p>併せて、コンプライアンスや内部通報・外部通報等を機能させるため、通報窓口を公表し、運用にあたっては通報者の保護等に努めている。</p> <p>教職員のコンプライアンス遵守のために、「情報セキュリティ関係」、「研究倫理、研究費不正使用防止関係」、「ハラスメント関係」の各研修を毎年度実施している。また、ハラスメント相談員研修を別途実施している。</p> <p>研修は、外部コンテンツの利用、オンデマンド、オンライン等により実施している。外部コンテンツやオンデマンドで実施する研修は、受講期間を定めて、期間中に何度でも視聴可能としている。オンラインで実施する研修は、研修内容を収録し、業務の都合等によりやむを得ず当日欠席した教職員が後日受講することが可能な仕組みを整えている。</p> <p>学内向けのセミナー（研修等）を「CReATE Seminar」（クリエイトセミナー）として実施しており、実施状況等をウェブサイト公開している。</p> <p>「本学ウェブサイト」 https://www.hyogo-u.ac.jp/</p> <p>「情報公開」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/</p> <p>「独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/#toc3</p> <p>「学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/172-2.php</p> <p>「公益通報窓口について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/kouekitsuuhou.php</p> <p>「CReATE Seminar」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/plan/cs/</p>
原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	<p>ステークホルダーからの理解と支援を得るために、積極的な情報公開に努めている。分かりやすい公表の工夫として、大学ウェブサイトを活用し、法令等により公表を求められる公開情報や公表すべき事項をウェブサイト上の一か所に集約している。法人経営、教育・研究・社会貢献活動等の様々な情報については、ウェブサイトのトップページに利用対象者を示したメニューを設け、求める情報へ速やかにアクセスできるようにするとともに、大学概要やミッション・目標・計画、教育研究等を「大学紹介」のページに集約するなど、わかりやすい公表に努めている。</p> <p>また、「数字で知る兵庫教育大学_DATA BOOK」「大学案内」、「大学院案内」などの冊子、教育課程の特長をわかりやすく説明するパンフレット等を作成、配付している。数字情報をまとめることや、対象者ごとに異なるニーズに合わせた情報にポイントを絞る等、わかりやすい公表の工夫を行っている。</p> <p>「兵庫教育大学について」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/</p> <p>「大学紹介」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/#introduction</p> <p>「情報公開」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	<p>ステークホルダーを含む国民・社会に向けて本法人の諸活動の内容を公表する際、その透明性の確保に努めている。</p> <p>また、透明性の確保により、ガバナンスの向上を図り、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、学長の下に広報室を置き、教育研究、社会貢献、管理運営等について、全学的な立場で広報活動のための情報収集、分析を行い本学ウェブサイトにて公表することにより、戦略的な広報活動を行っている。</p> <p>なお、広報活動を行うにあたっては、「国立大学法人兵庫教育大学の広報に関する基本方針」や「国立大学法人兵庫教育大学広報倫理ガイドライン」に基づいて行っている。</p> <p>「大学概要」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/outline/</p> <p>・ SNSを活用した教育研究活動の情報</p> <p>「兵庫教育大学Instagram」 https://www.instagram.com/hyogo_univ_teacher_education/</p> <p>「HYOKYO VOICE」 https://www.hyogo-u.ac.jp/campuslife/hyokyovoice.php</p> <p>「兵庫教育大学公式HyoKyoChannnel（YouTube）」 https://www.youtube.com/c/HyoKyoChannel</p> <p>・ 入試に関する情報</p> <p>「入試情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/</p> <p>・ 社会連携に係る情報</p> <p>「社会連携センター」 https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/chiiki/</p> <p>「ボランティアステーション」 https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/career/volunteer/index.html</p> <p>・ キャンパスライフに関する情報</p> <p>「キャンパスライフ」 https://www.hyogo-u.ac.jp/campuslife/</p> <p>・ 兵庫教育大学が運用しているSNS公式アカウントの紹介</p> <p>「兵庫教育大学のSNS公式アカウント」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/sns.php</p> <p>・ 附属学校園の紹介</p> <p>「附属幼稚園、附属小学校、附属中学校」 https://www.hyogo-u.ac.jp/element-junior-high/</p> <p>・ 広報</p> <p>「広報に関する基本方針」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/public_relations/pr_policy.php</p> <p>「広報倫理ガイドライン」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/public_relations/rinri_guideline.php</p> <p>など</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	<p>学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）については、以下のとおりである。</p> <p>【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠】</p> <p>○学部</p> <p>本学の学部学生が身に付けることができる能力については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）において、「育成する人物像（※）」として明示している。</p> <p>本学学部は、学校教育教員養成課程であることから、学部学生に、教員として不可欠な資質・能力が身に付いているかどうかについて、LMS(Learning Management System)による成果物等の蓄積、「教員養成スタンダード（学部）」に基づく自己評価（省察）による成果等の整理などにより確認している。</p> <p>（※）実践力と人間性に優れ、生涯に渡って「学び続けることのできる教師」</p> <p>「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/education/diplomapolicy.php</p> <p>○大学院修士課程、専門職学位課程</p> <p>本学の大学院（修士課程、専門職学位課程）で学生が身に付けることができる資質・能力については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）において明示している。</p> <p>大学院学生の教員等の高度専門職業人としての力量形成を確かなものとするため、本学が独自開発した「教員養成スタンダード（大学院）」において身に付けるべき資質・能力を体系化している。</p> <p>大学院学生は、求める資質・能力が身に付いているかどうかについて、自己評価票における目標設定、自己評価に基づく学びの振り返りと自己省察などにより確認している。</p> <p>「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」</p> <p>修士課程 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/master/diplomapolicy.php</p> <p>専門職学位課程 https://www.hyogo-u.ac.jp/admission/professional/diplomapolicy.php</p> <p>○博士課程（連合大学院）</p> <p>本学の大学院（博士課程）の学生が身に付けることができる能力については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）において明示している。</p> <p>ディプロマ・ポリシーで求められている資質・能力を教育実践学コンピテンシーとして体系化している。</p> <p>博士課程の学生は、自身の資質・能力が身に付いているかどうかについて、コンピテンシーチェックシートにおける目標設定、自己評価に基づく研究の振り返りと自己省察などにより確認している。</p> <p>「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」 https://www.hyogo-u.ac.jp/rendai/degree/diploma-policy.php</p> <p>「学位授与状況」 https://www.hyogo-u.ac.jp/rendai/degree/post-42.php</p> <p>【学生の満足度】</p> <p>学生の多様な学びのニーズやスタイルに対応しつつ、更に質の高い学修機会を提供するため、学校教育学部、大学院（修士課程、専門職学位課程）の全学生に対して、授業満足度調査として「教育と学びの質向上に向けた調査」を実施しており、本学ウェブサイトにおいて結果を公表している。</p> <p>「令和 6 年度大学・大学院における教育と学びの質向上に向けた調査」 https://www.hyogo-u.ac.jp/about/education_research/classssatisfaction_r6.php</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>また、生活状況や生活意識の実態を把握し、学生生活の充実に役立てることを目的として、学部生及び大学院生（修士課程・専門職学位課程）に対して原則として２年に１度「学生生活実態調査」を実施し、本学ウェブサイトにおいて結果を公表している。</p> <p>「第17回（令和７年度）学生生活実態調査報告書」 https://www.hyogo-u.ac.jp/visitor/student/jittaichosa17.pdf</p> <p>【学生の進路状況】</p> <p>本学ウェブサイトには卒業生（学校教育学部）、大学院修了者（教職大学院・修士課程、博士課程）の就職・進路状況の情報を公開している。</p> <p>・卒業生（学校教育学部）、大学院修了者（教職大学院・修士課程）の就職・進路状況</p> <p>「就職・進路状況」 https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/career/path.html</p> <p>・大学院修了者（博士課程）の就職・進路状況</p> <p>「就職状況」 https://www.hyogo-u.ac.jp/rendai/data/data-statistics.php</p>
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>「独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/#toc3</p> <p>「組織に関する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/organization.php</p> <p>「業務に関する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/business.php</p> <p>「貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類の内容」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/document.php</p> <p>「組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報」 https://www.hyogo-u.ac.jp/disclosure/examination.php</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 （該当なし）</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 等 （該当なし）</p>